

輪島市監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 23 年 1 月 11 日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

(公の施設指定管理者監査)

2 監査実施日及び監査対象団体

平成22年11月12日（金） 財団法人日本海むら開発公社

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

平成22年度（平成21年度関連分含む）における公の施設の管理業務及び施設の管理に係る出納その他の事務について帳票及び帳簿等の審査とともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により能登・門前ファミリーイン ビュー・サンセット（以下「ビュー・サンセット」とする）において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から公の施設の管理に関する協定締結に係る決裁文書、協定書、事業報告書等の提出を求め内容の確認を行っている。

・所管課：門前総合支所総務課

5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「ビュー・サンセット」については、会計のシステムを導入し、伝票への日付記入、領収書に連番を入れ、書き損じを保管する等事務処理の徹底や、随意契約については複数業者から見積書を取り検討する等、経費節減に努力されていると認められる。土産品については、「じんのびの湯」等他の施設とも連携し、売り場面積や在庫量にも工夫し売上増に努めていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(財団法人日本海むら開発公社に対する指摘事項)

① 「ビュー・サンセット」ほかの管理物品について

備品台帳の提示がなく、管理物品の確認が出来なかつた。管理物品については輪島市（旧門前町）で購入したものであるためとのことだが、門前総合支所総務課にある備品台帳を基に、現存物品との照合を行っていただきたい。

今後、購入物品はもとより破棄する物品についても門前総合支所総務課と連絡を密にし、徹底した管理に努めていただきたい。

(門前総合支所総務課に対する指摘事項)

①財団法人日本海むら開発公社の物品管理について

門前総合支所総務課で備品台帳を確認したが、財団法人日本海むら開発公社における監査の折には、その備品台帳と管理物品とを照合するように指摘してある。

今後の物品の購入・破棄については、双方の管理情報が食い違うことのないよう徹底した管理の指導をお願いする。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(公の施設指定管理者並びに委託事務執行監査)

2 監査実施日及び監査対象団体

平成22年11月12日(金) 株式会社 まちづくり輪島

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

平成22年度(平成21年度関連分含む)における公の施設の管理業務及び施設の管理に係る出納その他の事務について帳票及び帳簿等の審査とともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により輪島市工房長屋において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から公の施設の管理に関する協定締結に係る決裁文書、協定書、事業報告書等の提出を求め内容の確認を行っている。

・輪島市工房長屋(指定管理)

(所管課:商工業課)

・朝市駐車場(運営・管理業務委託)

(所管課:都市整備課)

5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市工房長屋については、漆文化の情報発信、輪島塗の沈金や蒔絵体験、輪島塗商品の受注や修理及び輪島塗と異業種との交流等に限られた職員で努力されていることが確認できた。今年度は、来訪者数・体験者数ともに昨年度を下回っているのが現状である。輪島市最大の観光資源である朝市や周辺施設と連携し、旅行者をもてなす対策をお願いする。

○朝市駐車場については、利用者に対し更なる利便性の向上と、厳正な管理業務に努めていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(株式会社まちづくり輪島に対する指摘事項)

① 輪島市工房長屋の管理物品について

提出された資料に基づき何点か確認したが、今後は備品台帳により管理を徹底されるようお願いする。

② 輪島市工房長屋の防災（避難）訓練について

「防災計画書」は提出されたが、訓練については一度も行っていない。計画書に記載されたように、最低でも年に一度は訓練を実施していただきたい。

③ 朝市駐車場の料金徴収業務について

都市整備課に提出されている平成21年度の実績報告書と、証拠書類の突合を実施したところ、不一致となる箇所が見受けられた。

領収チケットの二重渡し、業務日誌の記入誤り等人為的誤りがその原因のほとんどであると思われるが、現金を取扱う業務として極力このようなことが起こらないよう、現場担当者間で確認作業を徹底していただきたい。

また、マリンタウン側といこいの広場側の2ヵ所で料金徴収を行っていることから、チケットの色分け等工夫をして誤りのない管理に努めることをお願いする。

(都市整備課に対する指摘事項)

①朝市駐車場の管理・運営業務委託について

平成21年度の実績報告書と、そのうち1ヶ月分の領収チケット控えを突合して
みたところ、収入額に過不足の生じている日が認められた。

証拠書類の再点検を実施するとともに、明らかな過不足金の精算を行い、今後の
指導監督を徹底していただきたい。

(商工業課に対する指摘事項)

①輪島市工房長屋の物品管理について

今後は物品の備品台帳による管理を徹底するため、指導助言等をお願いする。